

【野そ駆除実施のお知らせ】

令和4年12月3日（土）を一斉散布日としました

野ねずみの被害から農作物を守るために、農家がまちまちに薬剤を散布しても一定の駆除効果しか得られませんが、地域がまとまり一斉に散布することで駆除の効果をさらに上げることができます。

下記のとおり一斉散布日を定めましたので、散布を予定している皆様は一斉散布日に行われますようご協力をお願いいたします。

なお、薬剤は、農家の皆様の負担(自己負担)となります。

記

1 一斉散布日

令和4年12月3日（土）

2 購入場所 JA各資材店舗 一般農薬販売店（自費）

3 危害防止について

駆除薬剤は危険ですから、次の事項に注意して実施してください。

- (1)在庫が出ないよう薬剤は、必要数量のみ購入してください。
- (2)一斉散布後は、当分の間、犬、猫などの動物を放さないこと。
- (3)薬剤の配布及び散布中は、絶対に喫煙したり口に手をやらないこと。
- (4)死んだねずみを発見した時は、速やかに土に埋めること。

松本市梓川営農支援センター

担当 大池正浩

電話 78-3002 内線 142